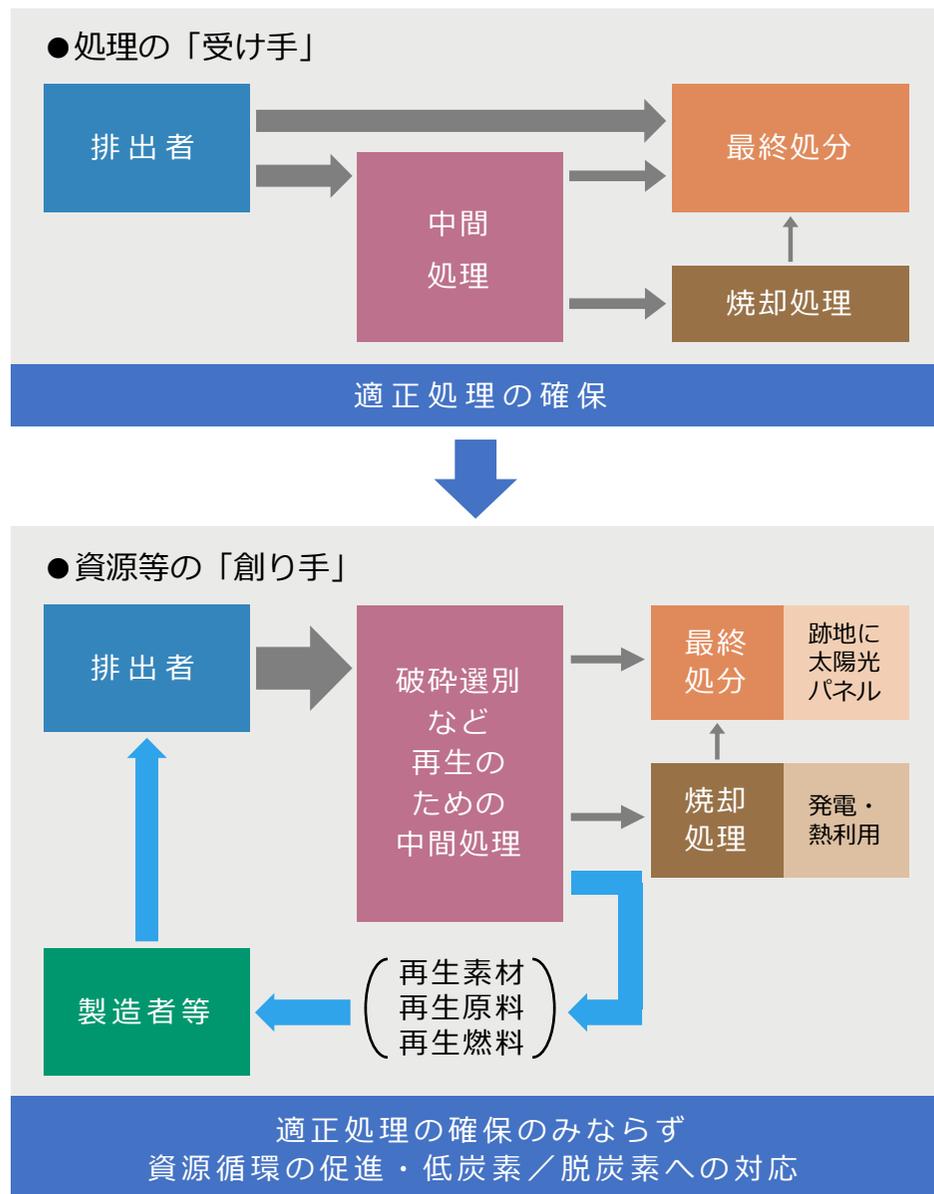


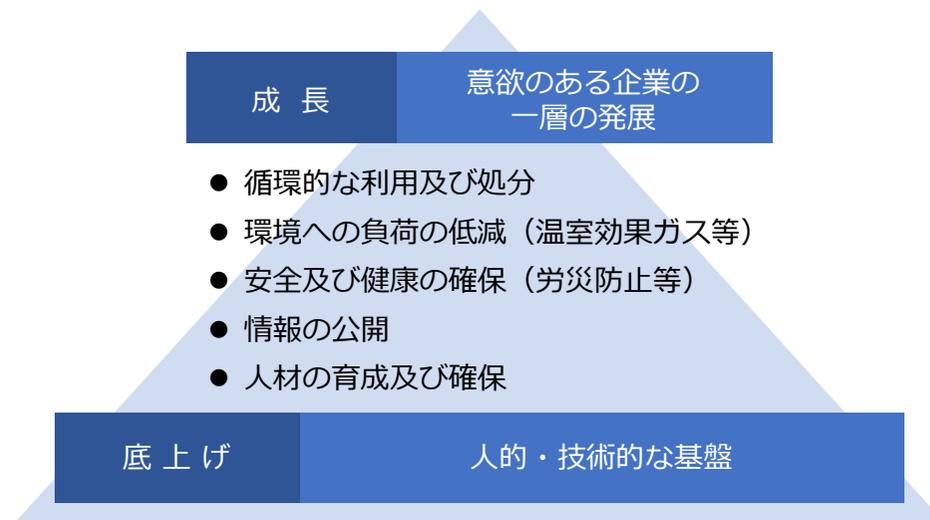
# わたしたちは、振興法案の制定を求めています。

振興法案の正式名称は「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」です。

## 処理の「受け手」から資源等の「創り手」へ



## 人的・技術的な業界全体の底上げと意欲のある企業の成長



産業廃棄物処理産業は、悪貨が良貨を駆逐するといわれた以前の構造から、排出事業者の処理責任の一層の強化と優良事業者の認定増加のため、良貨が悪貨を駆逐する構造へと転換が進みつつある。さらに、循環型社会の実現と低炭素社会への寄与のため、産業廃棄物処理業界が担う役割は重要となっており、産業廃棄物処理の単なる受け手から、産業廃棄物から資源やエネルギーを製造する創り手へと変貌する必要がある。また、災害時の廃棄物の処理の担い手として、さらに、途上国における廃棄物処理を人的・技術的に支える者として、より公的な役割も期待される。

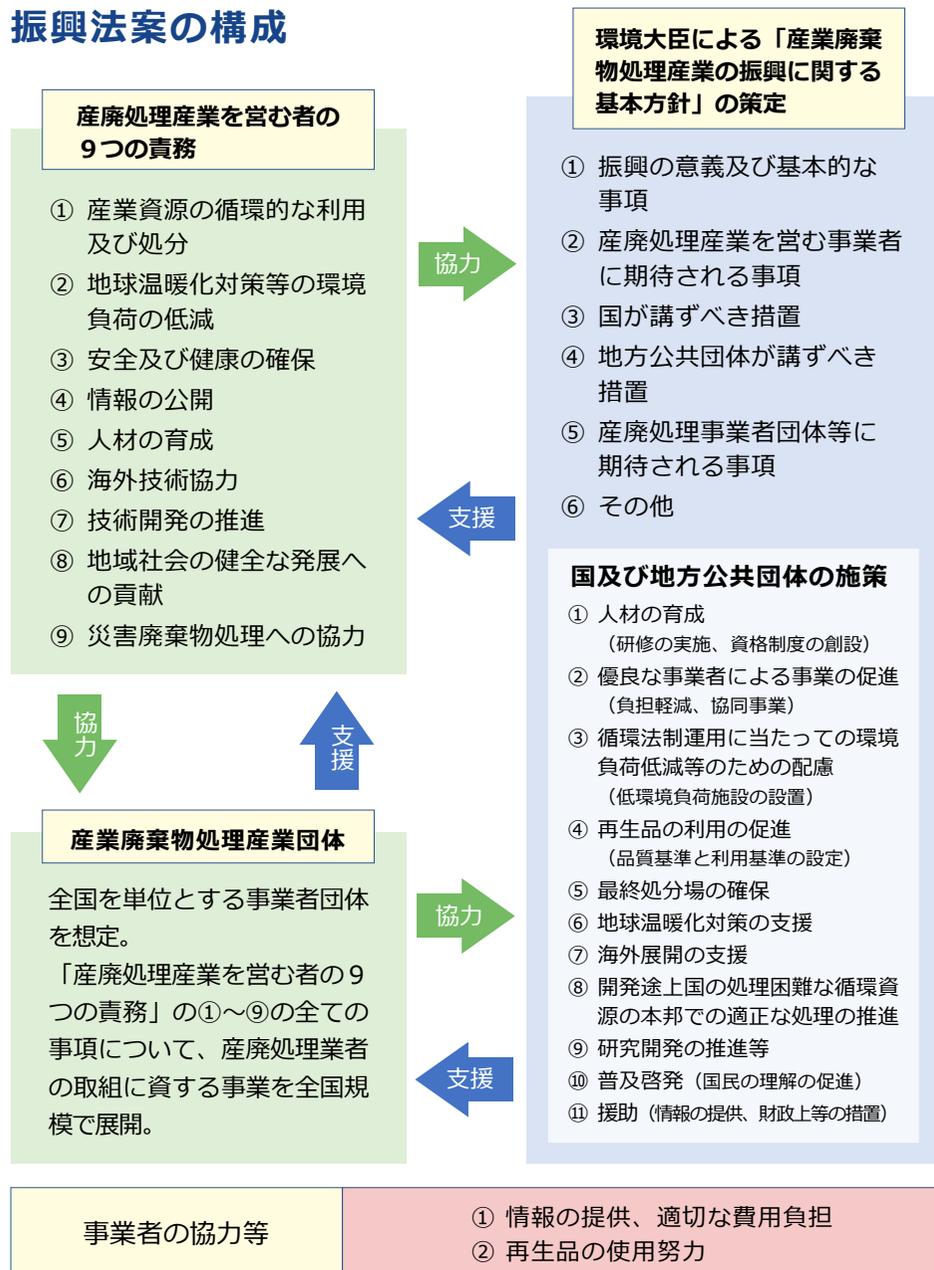
しかしながら、産業廃棄物処理産業の企業は、ほとんどが中小企業であり、このようなニーズや期待に応えるにあたっては、人材の育成、技術の向上、事業の成長と高度化といった面で困難なことが多い。排出事業者の良きパートナーとして安心して処理委託を受ける処理業者の確保にとどまらず、資源循環を促進する産業として、業そのものの本格的な振興が必要である。

今や2020年以降の半世紀を見通して、産業廃棄物処理産業の人的な側面、技術的な側面等を全体として底上げしながら、適正な競争環境の下で成長し信頼される事業者を造り出していくことが、国の内外において求められる。廃棄物処理法では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、このような課題の解決に適さない。

# 振興法案は、産業資源の循環的な利用を促進します。

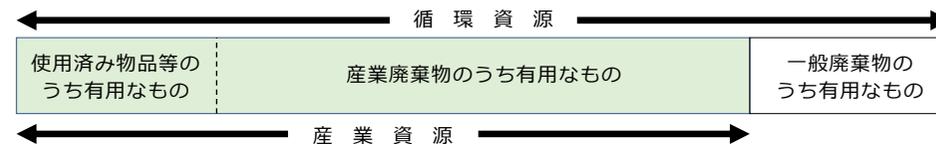
振興法案の正式名称は「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」です。

## 振興法案の構成



### 産業資源とは（振興法案第2条第3項）

連合会が提案する法律案では、循環型社会形成推進基本法に則り、「産業資源」を定義し対象としています。「産業資源」には、以下の図のとおり、「循環資源」である「産業廃棄物のうち有用なもの」を含むものですが、「循環資源」から「一般廃棄物のうち有用なもの」を除くものです。なお、「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定するもので、廃棄物のうち有用なものに加えて、廃棄物以外の使用済み物品、未使用の収集・廃棄物品、人の活動に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものを言います。



### 産業廃棄物処理産業とは（振興法案第2条第1項）

通常、産業廃棄物処理業という言い方がされますが、振興法案では「産業廃棄物処理産業」の呼び方で、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業を指します。それぞれで収集運搬、中間処理、最終処分に分かれます。

#### 〇目的

産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興を図るものです。このため産業廃棄物処理産業を営む者の責務を明らかにするとともに、環境大臣による基本方針の策定その他の必要な事項を定めています。

#### 〇内容

振興法案では、産業資源の循環的な利用を促進するため

1. 廃棄物処理法の下にある産業廃棄物処理産業が社会に対して何をすべきか（第3条-第11条）
2. 広く事業者や国民に、費用負担や再生品の利用など求めることは何か（第12条-第13条）
3. 国が基本方針を定めるほか、国や地方公共団体に何を措置してもらうか（第14条-第25条）
4. 全国産業資源循環連合会のような全国団体は産業廃棄物処理産業に何をすべきか（第26条）。

#### 〇狙いと期待

振興法案は、産業廃棄物処理産業、事業者・国民、行政及び団体（1.から4.）について、産業資源の循環的な利用を促進する上で望ましい姿を示したものです。ここに書いていることが進められ、産業廃棄物処理産業とその業界団体が行動することが、産業廃棄物処理産業が処理の「受け手」から資源等の「創り手」へ一層変わることになり、今後数十年の業界の発展につながると考えます。更に、振興法の制定により、業界の社会的地位の向上や働く人のモチベーションの増進、業界と行政との対話の促進、業界への行政からの支援拡充につながることが期待されます。